

関係府省庁におけるアルコール関連施策の概要

(百万円)

	府省庁名	施策・事業	内 容	平成28年度 予 算 額	平成29年度 予 算 額
1 教育の振興等					
	厚生労働省	アルコール健康障害対策促進経費	アルコール関連問題に関する国民の関心と理解を深めるため、関係省庁と連携し、アルコール関連問題の啓発事業を行う。 都道府県アルコール健康障害対策推進計画の策定に資するよう、都道府県に有識者（アドバイザー）等を派遣するとともに、都道府県における計画策定のモデルケースや、策定までの取組、アルコール健康障害対策に関する先進事例の共有を図るためのアルコール健康障害対策担当者会議を開催する。	16	15
	文部科学省	児童生徒の心と体を守るための啓発教材の作成	児童生徒に対し、喫煙や飲酒、薬物乱用や性感染症が自らの健康に与える影響について十分に認識させ、自分の健康は自分で守るという意識の啓発を図るため、啓発教材を作成・配布する。	(35百万円の内数)	(40百万円の内数)
	文部科学省	薬物乱用防止教育等推進事業	危険ドラッグ等、乱用される薬物が多様化しており、青少年への広がり懸念される中、薬物乱用防止教育の充実を図るため、引き続き薬物乱用防止教室推進のための講習会の実施とともに、大学生向けの啓発教材の作成等を行う。 また、平成26年度にアルコール健康障害対策基本法が成立したことを踏まえ、喫煙、飲酒に関する内容を含むシンポジウムを行う。	(17百万円の内数)	(16百万円の内数)
	文部科学省	学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供	独立行政法人日本学生支援機構と連携し、アルコール関連問題（学生の飲酒等）を含む学生支援の取組状況等について、情報の収集・分析・提供等を行い、各大学等における取組を促進する。	—	—
	文部科学省	依存症予防教育推進事業	依存症予防教育を推進するため、国においてシンポジウム等を開催するとともに、児童生徒、学生、保護者、地域住民向けの「依存症予防教室」の開催等の取組について地方公共団体に対し支援を行う。	15	5
	厚生労働省	健康日本21(第二次)推進費	「健康日本21(第二次)」を国民運動として普及推進するために、広く国民、健康関連団体等の参加を得て、シンポジウムを開催し、健康づくりに関する情報交換や交流の場とするとともに、具体的な取組の進め方に関する情報を発信する。	(139百万円の内数)	(148百万円の内数)
	厚生労働省	健やか親子21推進対策費	「健やか親子21(第2次)」を国民運動として普及推進するために、広く国民、関連団体等の参加を得て、健やか親子21全国大会を開催するなどにより具体的な取組の進め方に関する情報を発信する。	20	20

関係府省庁におけるアルコール関連施策の概要

(百万円)

府省庁名	施策・事業	内 容	平成28年度 予 算 額	平成29年度 予 算 額
2 不適切な飲酒の誘引の防止				
国 税 庁	「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」	「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」(国税庁告示)において、酒類の容器・包装及び陳列場所に所要の表示を義務付けている。	—	—
国 税 庁	酒類販売管理者の選任	酒類販売場ごとに「酒類販売管理者」の選任を義務付け、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」をはじめとした酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守するよう指導・助言を行わせることとしている。	—	—
国 税 庁	酒類販売管理調査の実施	「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の遵守状況、酒類販売管理者の選任状況などを確認するため、酒類小売販売場の調査を実施している(表示基準の遵守状況等については、酒類販売管理協力員等を通じて情報収集に努めている。)	20 (酒類販売管理協力員の委嘱に関する経費)	20 (酒類販売管理協力員の委嘱に関する経費)
国 税 庁	酒類自動販売機の撤去等	酒類販売業者に対して、酒類の自動販売機の撤去等を指導している。	—	—
国 税 庁	広報啓発活動 酒類業界の自主的な取組に対する支援	「未成年者飲酒防止強調月間」を設け、関係府省庁及び各業界団体と連携して、ポスター等の作成・配付等の全国的な広報啓発活動を行っている。また、業界団体が実施している未成年者飲酒防止に係る広報啓発活動を支援している。	2	2
警 察 庁	未成年者飲酒禁止法に基づく取締り	各都道府県警察において、未成年者が飲酒することを知りながら酒類を販売等した営業者及び未成年者の飲酒を知りながら制止しなかった親権者に対する取締りを行っている。	—	—
3 健康診断及び保健指導				
厚生労働省	健康増進事業費補助金	壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防と早期発見、早期治療を図るため、市町村が行う健康教育、健康相談、健康診査等の事業に対し、国庫補助を行う。	(2,849百万円の内数)	(2,639百万円の内数)

関係府省庁におけるアルコール関連施策の概要

(百万円)

	府省庁名	施策・事業	内 容	平成28年度 予 算 額	平成29年度 予 算 額
4 アルコール健康障害に係る医療の充実等					
	厚生労働省	依存症拠点機関設置運営事業	依存症治療を専門的に行っている医療機関のうち1か所を「依存症全国拠点機関」に、5か所を「依存症治療拠点機関」にそれぞれ指定し、知見の集積、評価・検討を試行的に行い、支援体制モデルの確立を目指す。	11	0 (依存症対策全国拠点機関事業、 依存症対策総合支援事業に統合)
	厚生労働省	依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業	都道府県・指定都市の管轄に、依存症者を対象とした積極的な治療・回復プログラムを実施している医療機関がない精神保健福祉センターにおいて、依存症者本人に対する認知行動療法を用いた治療・回復プログラムを実施できるよう普及促進を図る。	63	0 (依存症対策総合支援事業に 統合)
拡充 (一部新規)	厚生労働省	依存症対策全国拠点機関設置運営事業	アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症対策の全国拠点機関を指定し、地域における相談・医療等に係る指導者の養成や依存症回復施設職員への研修、依存症対策に資する研究等の情報収集・提供等を実施し、依存症医療・支援体制の整備を推進する。	—	60
拡充 (一部新規)	厚生労働省	依存症対策総合支援事業	アルコール健康障害対策推進基本計画が平成28年5月に閣議決定されたこと等を踏まえ、都道府県等において、地域における人材養成や、相談拠点機関の充実、専門医療機関の指定等、民間団体等の関係機関と連携した地域の支援体制づくりのための取組の推進を図る。	—	449
	厚生労働省	障害者政策総合研究経費（厚生労働科学研究費補助金）	アルコール依存症の予防、治療、社会復帰を支援するために必要な実態を把握し、支援のためのモデル構築、ガイドライン、マニュアル作成などを行う。	(411,738千円の内数)	(408,991千円の内数)
5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等					
	法務省	アルコール依存回復プログラム実施経費	刑事施設において、受刑者に対して、自己の飲酒の問題性を理解させ、その改善を図るとともに、再飲酒しないための具体的な方法を習得させるため、交通安全指導及び一般改善指導としてアルコール依存回復プログラムを実施する。	15	15
	警察庁	飲酒運転違反者に対する停止処分者講習（飲酒学級）、飲酒取消講習の実施	各都道府県警察において、飲酒運転違反者に対する飲酒行動改善のための講習を行っている。	—	—
	国土交通省	事業用自動車総合安全プラン2009	・点呼時におけるアルコール検知器の使用義務付け ・アルコールに関する専門的教育の実施 ・飲酒運転に対する行政処分基準の強化 等	—	—

関係府省庁におけるアルコール関連施策の概要

(百万円)

	府省庁名	施策・事業	内 容	平成28年度 予 算 額	平成29年度 予 算 額
6 相談支援等					
	厚生労働省	依存症に関する普及啓発事業	依存症者等を早期に相談機関や医療機関、自助団体につなげるように普及啓発を行う。また、依存症に関する国民の関心と理解を深めることにより、我が国が抱えている依存症に課題解決につなげていく。	16	16
	厚生労働省	健康増進事業費補助金	(再掲)	(2,849百万円の内数)	(2,639百万円の内数)
	厚生労働省	依存症家族対策支援事業費	依存症者本人に対する認知行動療法を用いた治療・回復プログラムを実施している精神保健福祉センターのうち5か所程度を指定し、依存症者の家族に対する認知行動療法を用いた心理教育プログラムを実施する。	6	0 (依存症対策総合支援事業に統合)
拡充 (一部新規)	厚生労働省	依存症対策全国拠点機関設置運営事業	(再掲)	—	60
拡充 (一部新規)	厚生労働省	依存症対策総合支援事業	(再掲)	—	449
	厚生労働省	障害者政策総合研究経費（厚生労働科学研究費補助金）	(再掲)	(411,738千円の内数)	(408,991千円の内数)
7 社会復帰の支援					
	厚生労働省	障害者政策総合研究経費（厚生労働科学研究費補助金）	(再掲)	(411,738千円の内数)	(408,991千円の内数)
8 民間団体の活動に対する支援					
	厚生労働省	依存症回復施設職員研修等事業	依存症回復施設職員に対し、薬物、アルコール、ギャンブルそれぞれの特性を踏まえた研修を行うとともに、精神保健福祉センターで依存症対策に携わる者に、依存症者等に対する認知行動療法を用いた治療・回復プログラム等の研修を行う。	13	0 (依存症対策全国拠点機関設置運営事業に統合)
拡充 (一部新規)	厚生労働省	依存症対策全国拠点機関設置運営事業	(再掲)	—	60
	厚生労働省	地域生活支援促進事業（アルコール関連問題に取り組む民間団体支援業務）	アルコール健康障害対策推進基本計画等に沿って、アルコール依存症を含むアルコール関連問題を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、アルコール関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する。	(46,400百万円の内数)	(48,800百万円の内数)

関係府省庁におけるアルコール関連施策の概要

(百万円)

	府省庁名	施策・事業	内 容	平成28年度 平 予 算 額	平成29年度 平 予 算 額
9 人材の確保等					
拡充 (一部新規)	厚生労働省	依存症回復施設職員研修等事業	(再掲)	13	0 (依存症対策全国拠点機関設置運営事業に統合)
	厚生労働省	依存症対策全国拠点機関設置運営事業	(再掲)	—	60
	厚生労働省	依存症対策総合支援事業	(再掲)	—	449
10 調査研究の推進等					
拡充 (一部新規)	厚生労働省	循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究経費（厚生労働科学研究費補助金）	生活習慣病の予防から診断、治療に至るまでの研究を体系的に実施する中で、糖尿病や脳卒中、急性心筋梗塞等の循環器疾患などの予防、診断、治療に関する研究を重点的に推進し、飲酒も含めた今後の対策の推進に必要なエビデンスを収集する。	(1,161百万円の内数)	(1,129百万円の内数)
	厚生労働省	障害者政策総合研究経費（厚生労働科学研究費補助金）	(再掲)	(411,738千円の内数)	(408,991千円の内数)
	厚生労働省	依存症対策全国拠点機関設置運営事業	(再掲)	—	60
11 その他 (上記の項目に該当しないが、アルコール健康障害対策に資するもの)					
	厚生労働省	アルコール健康障害対策関係者会議開催経費	アルコール健康障害対策推進基本計画の推進等のため、アルコール健康障害に関する有識者及び当事者又はその家族等の代表から構成されるアルコール健康障害対策関係者会議を運営する。	3	2
	警 察 庁	「飲酒運転を許さない社会環境づくり」の取組	関係機関団体と連携し、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態についての広報啓発活動や交通安全教育を推進している。	—	—
	警 察 庁	道路交通法に基づく飲酒運転取締り	各都道府県警察において、飲酒運転等違反者の取締りを推進している。	—	—
	警 察 庁	酒に酔って公衆に著しく迷惑をかける行為の防止等に関する法律に基づく通報	各都道府県警察において、酒に酔って公衆に著しく迷惑をかける行為の防止等に関する法律に基づき、酩酊者を保護した場合において、当該酩酊者がアルコール依存症者又はその疑いのある者であると認めるときは、速やかに最寄りの保健所長への通報を行っている。	—	—

アルコール健康障害対策に係る研究経費について

1. 障害者政策総合研究経費（厚生労働科学研究費補助金）

研究開発課題名：アルコール依存症の実態把握、地域連携による早期介入・回復プログラムの開発に関する研究
研究目的：アルコール依存症の実態把握に加え、アルコール依存症に対する対策を推進するための基礎資料を提供する等

研究実施主体：日本医療研究開発機構（AMED）

研究年度：平成28年度～30年度

研究開発代表者：樋口 進（国立病院機構久里浜医療センター院長）

H29年度研究費：10,000千円

2. 障害者政策総合研究経費（厚生労働科学研究費補助金）

研究開発課題名：アルコール依存症予防のための簡易介入プログラム開発と効果評価に関する研究

研究目的：アルコール健康障害を予防するための簡易介入のプログラム開発と、その効果検証を行う等

研究実施主体：日本医療研究開発機構（AMED）

研究年度：平成29年度～31年度

研究開発代表者：杠 岳文（国立病院機構肥前精神医療センター院長）

H29年度研究費：10,000千円

3. 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究経費（厚生労働科学研究費補助金）

研究課題名：飲酒や喫煙等の実態調査と生活習慣病予防のための減酒の効果的な介入方法の開発に関する研究

研究目的：未成年や成人における飲酒状況の実態把握及び減酒のための効果的な介入の効果検証等

研究年度：平成29年度～31年度

研究代表者：尾崎 米厚（鳥取大学医学部環境予防医学分野教授）

H29年度研究費：17,940千円

刑事施設における「アルコール依存回復プログラム」

対象者

(1) 飲酒運転などの交通事犯者

山形刑務所、市原刑務所及び加古川刑務所を「実施庁」として指定

(2) 飲酒の問題が犯罪や本人の心身の健康に影響を与えている者

刑務所(刑務支所含む)84庁のうち、71庁で実施予定

目的

自己の飲酒の問題性を理解させ、その改善を図るとともに、再飲酒しないための具体的な方法を習得させる。

実施形式

(1) 指導時間等

1 単元おおむね60分から90分、全12単元、おおむね3か月から6か月の期間で実施する。

(2) 指導の形式

認知行動療法に基づき、グループワークの手法を用いる。

(3) 指導者

職員その他、アルコール依存に係る民間自助団体等の協力も得ながら実施

プログラム内容

単元	内容	単元	内容
1 オリエンテーション	プログラムの目的とルールを理解し、全体の流れをつかむ。	7 再飲酒の兆候(2)	自分の行動的兆候は何かを知り、対処方法を学ぶ。
2 サイクルを止める	飲酒のサイクルについて認識を深め、断酒を実現するための方法について知る。	8 ストレスへの対処方法	ストレスと再飲酒の関係を理解し、自分のストレスの受け止め方の幅を広げる。
3 外的引き金	外的引き金の知識を身に付け、自分の外的引き金は何かを知り、回避する方法を学ぶ。	9 スケジュール	断酒生活の実現に向けたスケジュールを立てる。断酒生活を続ける心構えをつくる。
4 内的引き金	内的引き金の知識を身に付け、自分の内的引き金は何かを知り、回避する方法を学ぶ。	10 断酒生活の維持(1)	断酒生活を継続するための要点を整理し、今後の人間関係について見直す。
5 断酒生活	断酒生活の経過イメージと各過程に生じる心身の特徴的な状態を理解する。	11 断酒生活の維持(2)	断酒生活を維持する対人関係の問題点について理解し、飲酒を断る対処方法や飲酒問題の解決方法を学ぶ。
6 再飲酒の兆候(1)	再飲酒の兆候の知識を身に付け、自分の思考的兆候は何かを知り、対処方法を学ぶ。	12 まとめ	これまで学習した対処方法などを整理し、断酒生活を実現させるための心構えを確立する。